

仕 様 書

1. 事業名

在日外国人を対象とした訪日外国人観光誘客のためのプロモーション・モニターツアー事業

2. 履行期間

契約締結の日～令和5年3月31日（金）

3. 事業の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という。）は、瀬戸内を囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）が合同して瀬戸内ブランドを確立し、地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目指して、瀬戸内地域の美しい景観や伝統文化、芸術、食の魅力など海外から選好される魅力ある観光地域づくりを促進し、もって旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域活性化を図っている。

目下、令和4年10月11日から外国人の新規入国制限の見直しに基づき各種制限等の緩和がなされ、一部の国を除き在外の外国人旅行者は増加傾向にある。しかしながら、依然として航空便数の回復は図られきっておらず、実際に訪れた旅行者数は急激な回復は見込めない状況であり、旅行者からの発信効果はまだ大きくならない見込みである。また、コロナ禍においても、欧米豪からの高付加価値旅行者層に選ばれる地域となるために、瀬戸内エリアにおけるガイド人材の育成事業を継続して展開し、人材育成および商品の造成を図ってきたところであるが、コロナ禍で実践機会そのものが乏しく、今後の航空便の回復等による訪日旅行者の急回復までに何とか実践の場を多く設けて質を高めていかなければならないことも課題である。

この点、在日外国人および彼らのコミュニティが持つ強固なネットワークの活用に引き続き着目し、彼らにより最新の現地情報の発信をすると同時に、モニターツアー者として参加してもらうことで、地域にて活躍しているあるいはそのポテンシャルがあるガイド人材の具体的なガイド機会の創出にもつなげていくことを事業として目論むこととしたものである。

以上を踏まえ、本事業では以下の三点を実施することを目的とする。

まず、在日外国人を対象としたモニターツアーを実施し、当該ツアー招請者を瀬戸内への旅行に誘うインフルエンサーと見立て、彼らが自身の SNS 等で本国等に対して情報発信を行うことによる瀬戸内の認知度向上を目的とする。

次に、当該モニターツアー実施について、地域での滞在、周遊の満足度向上のためにマーケットから強く求められているガイド機能を強化するため、過年度事業で機構に登録

されているガイド人材等によるガイド付きのツアーとして設定し、ガイド機会（実施研修）を創出することをあわせて目的とする。

最後に、当該モニターツアーにて、事業終了後も機構にて行う可能性のあるガイド学習等にも活用できるような、講師による実際のガイド動画の作成および機構の SNS 等での情報発信に活用すべく、収集したツアー招請者の発信画像等の収集を図り、継続した瀬戸内の魅力発信につなげていくことも目的とする。

4. 活動指針

本事業の目的を実現するために、以下の柱を軸に事業内容を企画し、年度内に確実に所期の成果を得るべく計画し、遂行すること。いずれのステップにおいても、事業の目的を意識した取り組みとすること。

- ・在日外国人および彼らに対するガイド付きモニターツアーの実施及び当該招請者からの情報発信。
- ・モニターツアーを実践機会と見立た実地研修の実施。
- ・当該モニターツアー及びそれに伴う発信を通じた、画像・動画の収集。

5. 使用言語

機構への連絡は日本語で行うこと。

6. 業務内容

以下のⅠ～Ⅲ（5つの実施内容（①～⑤））の各項目およびⅣ報告業務を実施する。

（Ⅰ）在日外国人コミュニティに対するガイド付きモニターツアーの実施及び当該招請者からの情報発信。

〈実施内容〉

① モニターツアーの企画、提案

- ・モニターツアーの企画、提案にあたっては、原則、「機構サイト（<https://contents.setouchitrip.com/>）」に記載の既存コンテンツを踏まえるとともに、7県を意識して複数のツアーを設定し、1行程あたり複数のスポットを巡る内容とすること。なお、モニターツアーそのものは必ずしも宿泊を伴うものとしなくても良い。
- ・訪問先を含めて最終的なツアー行程およびガイドングポイントについては、モニターツアー実施前に機構と協議し決定すること。

② 招請者選定の企画、提案

上記①のモニターツアーに参加する招請者選定を企画、提案すること。

- ・招請者の選定対象、方法については提案次第とするが、招請者は、瀬戸内域

内に生活拠点がある在日外国人および彼らのコミュニティが望ましい。

- ・招請者は機構がターゲットにする欧米豪（米、英、仏、独、豪）出身者を中心に合計で20人以上参加させること。ただし、使用言語は英語とすること。
- ・招請者の選定にあたっては、インフルエンサーと見立てることを意識し、一定の基準を用いて選定すること。
- ・招請者に対して、SNS投稿（＝記事発信）数を一人当たり4投稿程度の計120投稿以上させること。また、報告に際して投稿された事実がわかるようにすること。
- ・本ツアーにおける課題や解決策については、ヒアリングやアンケート調査等により具体的に把握すること。また、本事業がモニターツアーであることを十分に説明した上で参加させること。
- ・その他、招請者について機構が一部指定する場合があるため、詳細は別途機構と協議すること。

（Ⅱ）（Ⅰ）にあわせたガイド実地研修の実施

〈実施内容〉

③ ガイド研修参加者の選定の企画、提案

ガイドとして当該ツアーに参加する研修参加者の選定の企画、提案すること。

- ・研修参加者は、原則、「機構サイト (<https://contents.setouchitrip.com/>)」に記載のガイド人材へ意向打診すること。あわせてその他の募集等を通じて瀬戸内地域および周辺地域から合計20人以上が参加すること。
- ・参加ガイド研修者について、対応言語は英語とし、ドイツ語、フランス語の対応もできることが望ましい。また、その言語対応能力も含めた選定を行うこと。

④ ガイド研修参加者に対する事前説明の実施

実地研修実施前に各エリア等の基本知識や本事業ならではのスキル向上の場となるような説明の内容を企画すること。特に、今回のガイドは研修ではあるものの、その内容が、招請者を通じて各国に情報発信されることを十分に意識した内容とすること。

（Ⅲ）当該ツアーを通じた発信画像集、動画等の作成収集

〈実施内容〉

⑤ 当該ツアーを通じた発信画像等の収集

事業終了後も機構にて行う可能性のあるガイド学習等にも活用できるよう

な、講師による実際のガイド動画の作成および機構の SNS 等での情報発信に活用すべく、収集したツアー招請者の発信画像等の収集を行うこと。

また、権利関係等は機構が使用できるようにして納品すること。

<詳細及び留意事項>

- ・本ツアー検証結果の取りまとめを行う担当者を全てのツアーに随行させること。
- ・ガイド事業や SNS 投稿に精通する専門家を全てのツアーに参加させ、適当な助言をすること。受託事業者自体に当該人材がいる場合、社内からの専門家の選出も可とするが、取りまとめ担当者との重複は認めない。
- ・複数の目的地を移動する場合は、視察地（コース）を効率的に訪問できるよう、公共交通機関や専用車両の利用を基本とすること。なお、クルーズやサイクリング、レンタカードライブ、観光列車等、移動手段が観光コンテンツを兼ねるケースも想定し企画すること。
- ・コロナによる移動制限等、外的リスクの状況を適宜把握し、関係者との間で本ツアーの催行に必要な事前対応、調整の確認を実施前に十分に行うこと。
- ・招請者やガイド参加者に対して実施するヒアリングやアンケート調査などの内容については、より効果的な内容となるよう検討し、事前に機構に相談すること。
- ・本ツアーの行程上必要となる移動手段や宿泊、コンテンツ等について手配するとともに、本ツアー催行に必要な費用について本事業費に含めること。
（想定例：、本ツアー内の移動に際しての有料道路料金や施設での駐車料金および食事料金（コンテンツに入る等、特別な場合を除き、夕食除く）、コンテンツの体験費用や施設入場料、本ツアー参加中の万一の事態へ対応する保険等、本ツアーの円滑な実施に必要な経費その他ツアー催行に伴う費用）ただし、招請者やガイド研修者の自宅等から目的地までの交通費は原則含まない。

<活動指標（アウトプット）>

- ・周遊ツアー招請人数：20人以上
- ・ガイド実地研修参加者数：20人以上
- ・(Ⅲ) で作成するガイド研修向け動画（場所やコンテンツ毎）
- ・ツアー参加者がモニターツアー中に撮影した画像（場所やコンテンツ毎）

<成果指標（アウトカム）>

- ・ 招請者の SNS 投稿数 1 2 0 本以上

<その他（全事業共通）>

- ・ 各事業の実施時期等、事業スケジュールを提案書へ具体的に記載すること。
- ・ I～Ⅲの全事業の運営管理する者（以下、進行管理者。）を指定したうえで、事業者内の役割分担等について企画提案書に記載すること。進行管理者は本業務が円滑に運営されるよう相互調整を行いつつ事業の進捗等について把握し、個別事業の進捗や担当者の認識に齟齬等が出ないように努めること。
- ・ 特に現地研修等においては、各所との事前確認を取り、状況把握、適宜機構への相談のうえ進めること。
- ・ 事業の実施結果については事業実施報告書により報告し、報告内容については、事前に機構に確認のうえ、取り纏めること。
- ・ 事業の活動指標（アウトプット）及び成果指標（アウトカム）の把握手法について提案書に記載すること。また事業の各指標の成果が分かるよう事業実施報告書に結果を記載すること。
- ・ テキストや使用する写真等、掲載情報については請負業者の責任において収集するとともに、必要な掲載許可等を取得すること。
- ・ 業務の実施に際しては、実施状況を月 1 回計画の進捗、課題等について定期的に報告するとともに、機構との連絡調整を十分に行い、円滑な事業実施に努めることとする。

(IV) 報告書提出

① 提出物

- ・ 以下、業務完了報告書を添えて、以下の資料等について提出すること。
事業実施報告書（カラー）、調査集計データ、コンテンツデータ、その他の成果物を保存した電子媒体（CD又はDVD）

② 提出場所

- ・ 機構の担当者宛に電子メールで提出すること。ただし、業務完了報告書及び事業実施報告書については、紙ベースでも各一部ずつ機構宛てに提出すること。

③ 提出期限

- ・ 令和 5 年 3 月 3 1 日（金）

7. その他

- ① 受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は機構に帰属するものとする。また、その処理については、機構の指示に従うこと。

- ② 本業務の成果（成果物の報告書のみならず一部のデータ等も含む。）は、期間の制限なく無償でホームページ、印刷物等のあらゆる媒体、手段・方法により、公表（公開、配付等）することを想定し、二次利用可能な権利関係に関する著作権の許諾等の手続きを行うこと。また、本業務における成果品に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む。）は、機構に帰属するものとする。
- ③ 業務の実施に伴い知り得た情報は適切に管理すること。
- ④ 業務の実施に伴い知り得た機構及び関係機関の機密情報を第三者へ漏らさないこと。
- ⑤ 機構は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- ⑥ 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに機構に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- ⑦ 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- ⑧ 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、機構は契約を解除して損害賠償を請求する場合がある。
- ⑨ 契約代金の支払いに関しては、機構と協議の上、決定するものとし、計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書等から、その費用を差し引いた額で精算するものとする。
- ⑩ 安全の確保に配慮した体制を整えて業務を遂行すること。自然災害や感染症等の発生状況により、当初計画での業務遂行が困難になったときは、速やかに機構へ相談し、指示に従うこと。
- ⑪ 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。
- ⑫ 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を機構HP等に公開する。公開に関して、受託者はこれを了承するものとする。

8. 概算予算

5,500,000 円（税込）

9. 契約代金の支払い

業務完了後の精算払いとする。

10. 物品の所有権

受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は機構に帰属するものとする。また、その処理については 機構の指示に従うこと。

11. 第三者委託の禁止

- (1) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、海外旅行業務や通訳業務、印刷業務等については、その性格上、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により機構に事前に報告し承認を得るものとする。

12. 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。
- (2) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (4) 上記（1）（2）（3）の規定は、「11. 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

13. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。
- (2) 事業の実施に当たって、インフルエンサー等からの情報発信を行う際は、各国の法律・慣習などを確認の上、可能な限り該当する投稿についてプロモーションである旨を明示すること。

- (3) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (4) 本契約終了に伴い、契約期間内に受領したパンフレットやグッズ等の資料や配布物に在庫のある場合は、機構の指示に基づき、指定する宛先に送付すること。送付に係る費用は本受託者が負担すること。

(一社) せとうち観光推進機構
担当：遠藤、田原
電話：082 - 836 - 3217